



2023年6月7日

各位

株式会社メイテック
代表取締役社長 國分 秀世
東京都台東区上野 1 丁目 1 番 10 号
(コード番号 9744 東証プライム)
(URL <https://www.meitec.co.jp>)
問合せ先 取締役副社長執行役員 上村正人
(TEL 050-3033-0945 経営管理部)

(開示事項の変更)「定款一部変更の件」の一部修正に関するお知らせ

2023年5月11日付「会社分割による持株会社体制への移行並びに監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更(商号、事業目的、本店所在地)に関するお知らせ」にて当社第50回定時株主総会に付議する旨お知らせした「定款一部変更の件」(以下、「本議案」といいます。)について、本日開催の取締役会にて、一部を修正することを決議致しましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 修正の内容

現行定款	変更案(修正前)	変更案(修正後)
第11条(株式取扱規程) 当社の株式に関する 取扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式 取扱規程による。	第11条(株式取扱規程) 当社の <u>株主権行使の手 続きその他</u> 株式に関する取 扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか、 取締役会 <u>または取締役会の 決議によって委任を受けた取 締役の定める株式取扱規程</u> による。	第11条(株式取扱規程) 当社の株式に関する 取扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか、 取締役会 <u>または取締役会の 決議によって委任を受けた取 締役の定める株式取扱規程</u> による。

2. 修正の理由

当社は、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社への移行に伴い、定款を全面的に見直すこととし、当社定款第11条の規定(株式取扱規程に係る規定)は法令等に即した一般的な文言に変更することを予定しておりました。

しかしながら、2023年6月3日に、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc. (ISS 社)は、本議案に対して「株主権の行使に関する変更を承認することは、事実上、株主にとって不利益な方法で利用される可能性のある株主権の行使に関するルールの取扱いについて、株主が会社に白紙の権限を与えることを意味する」旨を理由として、反対の推奨を公表しました。

もとより、当社は、当社定款第11条の規定の変更が、「株主にとって不利益な方法で利用される」「会社に白紙の権限を与える」との懸念は当たらないと考えておりますが、ISS 社の公表を受け、当社において本議案の修正是非を検討しました。その結果、「メイテックグループ:コーポレートガバナンスに関する基本方針」における「いかなる株主の権利行使を妨げる行為も行わない」との定めと整合させるために、本議案のうち、当社定款第11条の規定の変更に関する部分を上記1.の内容へ修正することと致しました。

以上

ご参考:メイテックグループ:コーポレートガバナンスに関する基本方針 1.株主の権利・平等性の確保【基本原則1】

1.1.株主の権利の確保【原則1-1】 1.1.1. すべての株主の権利を尊重し、持分に応じた実質的な平等性を確保する。
したがって、いかなる株主の権利行使を妨げる行為も行わない。